

第3章 中小企業施策の現状と実績

3.1 信用保証・金融支援プログラム

中小企業庁は、中小企業を対象とした信用保証・金融支援プログラムを複数提供している。信用保証プログラムでは中小企業に直接の融資は行わず、民間金融機関が中小企業に融資する際に中小企業庁が保証する仕組みになっている。このような信用保証を提供することで、本来なら民間金融機関の融資対象とならないような中小企業を支援している。信用保証プログラムは通常、同プログラムに参加する民間の金融機関⁶⁶がプログラムの利用を申請する。融資保証を依頼された中小企業庁は、保証対象となる中小企業の過去の返済履歴や返済能力、事業計画、担保などに基づき、保証するか否かの判断を下す。2006年度の大統領予算案で中小企業庁は、信用保証プログラムの保証額として2005年度実績の242億6,000万ドルから約7億4,000万ドル増の250億ドルを要求している⁶⁷。一方、金融支援プログラムでは、中小企業が直接中小企業庁に融資を申請し、同庁が直接融資を行う。以下に、中小企業庁が運営する信用保証・金融支援プログラムをまとめる。

表 17 中小企業庁による信用保証・金融支援プログラム一覧

信用保証・金融支援プログラム	融資/保証/投資対象	融資あるいは投資者	中小企業庁による支援形態
信用保証プログラム			
(1) 7(a)ローン保証基本プログラム	新規開業企業、既存中小企業	民間金融機関が融資	ローン保証
(2) 7(a)ローン保証特別プログラム			
輸出運転資金プログラム	輸出資金が必要な中小企業	民間金融機関が融資	ローン保証
輸出エクスプレス・プログラム (2005年9月までのパイロット・プログラム)	輸出を目指す中小企業	民間金融機関が融資	ローン保証
国際貿易ローン・プログラム	輸入品により打撃を受けている貿易産業の中小企業	民間金融機関が融資	ローン保証

⁶⁶ 中小企業庁によると、米国の銀行のほとんどが同庁の金融・信用保証プログラムに参加しているという。
出所：中小企業庁ウェブサイト：<http://www.sba.gov/financing/sbaloan/7a.html>

⁶⁷ 中小企業庁2006年度大統領予算案（U.S. Small Business Administration, *Congressional Submission Fiscal Year 2006, Performance Budget*）、P.19, “Summary fo Credit Programs”：
<http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf>

信用保証・金融支援プログラム	融資/保証/投資対象	融資あるいは投資者	中小企業庁による支援形態
防衛ローン・技術支援プログラム	国防総省のプロジェクト停止により打撃を受けた防衛産業の中小企業	民間金融機関が融資	ローン保証
コミュニティ調整・投資プログラム	NAFTA 協定締結後、カナダ・メキシコからの輸入品の増加で、大きな打撃を受けた地域にある中小企業で、且つ7(a)ローン保証基本プログラム、公認開発公社プログラムの支援を受けている企業	財務省が融資 (中小企業庁の信用保証・金融支援プログラムの保証手数料を、財務省が金融機関あるいは中小企業に代わって負担)	プログラム調整
従業員信託金ローン・プログラム	従業員持株制度にローンを使用することを希望する中小企業	民間金融機関が融資	ローン保証
汚染防止ローン・プログラム	汚染防止施設を建設する中小企業	民間金融機関が融資	ローン保証
CAP ライン・ローン・プログラム	季節要因や周期要因で一時的に資金を必要とする中小企業	民間金融機関が融資	ローン保証
(3) 公認開発公社による504ローン・プログラム	地域・コミュニティの経済発展に寄与する中小企業	民間金融機関、公認開発公社が融資	公認開発公社の認定、ローン保証
金融支援プログラム			
(4) マイクロローン・プログラム	新規開業企業、既存中小企業	中小企業庁 (中小企業庁が認定する非営利の融資機関を通じて融資)	融資
(5) 災害支援ローン・プログラム	災害を受けた地域の個人と中小企業	中小企業庁が融資	融資
信用保証・金融支援プログラム			
(6) 中小企業投資会社	新規開業企業、既存中小企業	中小企業投資会社が投融資	中小企業投資会社への資金援助・債券保証

出所：各種資料を基に作成

以下に、中小企業庁が運営する個別の信用保証・金融支援プログラムについて、個々のプログラムの概要をまとめる。

(1) 7(a)ローン保証基本プログラム

7(a)ローン保証基本プログラム (Basic 7(a) Loan Guaranty Program)⁶⁸は、民間金融機関の通常の審査では借入れが難しい中小企業に対し、中小企業庁がローンの保証を行うプログラムである。同プログラムは、多様なローンの用途を認めていることから柔軟性が高く、中小企業庁が運営する信用保証・金融支援プログラムの中でも最も多く利用されている⁶⁹。同プログラムは、融資を受ける中小企業と、融資を提供する民間金融機関の両方にとっての利点がある(表18)。

表 18 7(a)ローン保証基本プログラムの利点

中小企業の利点	<ul style="list-style-type: none"> ▪ より少ない自己資本金で民間の金融機関からのローンを得られる。 ▪ 返済期間が長い(運転資金へのローン返済期間は最長10年、固定資産へのローンの返済期間は最長25年)。 ▪ 民間の金融機関からの借入れが難しい企業(特にファーストフード・レストランや小規模小売店など)がローンの対象となる。
民間金融機関の利点	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業向けのローンのうち、中小企業庁が保証した金額(通常は融資の50%~85%)をセカンダリー・マーケット⁷⁰で販売することが可能なため、金融機関は資産の有効活用ができる。

出所：各種資料を基に作成

以下に、7(a)ローン保証基本プログラムの対象となる中小企業とローンの用途、ローン保証額、期間、利率、手数料をまとめる。

表 19 7(a)ローン保証基本プログラム概要

ローン保証対象 中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 原則的に中小企業庁の作成する企業規模基準に収まる中小企業で、米国内で操業する中小企業。 ▪ フランチャイズ、娯楽施設、農業、漁業、医療施設については特定の基準を満たさねば利用できない。 ▪ 不動産投資、先物取引、貸付業、マルチ商法、賭博、不正行為、チャリティー活動、宗教活動などに従事する事業者は対象外。
-------------------------	--

⁶⁸ 1953年中小企業法 (Small Business Act of 1953) 第7条(a)で定められていることから「7(a)ローン・プログラム」と呼ばれている。

⁶⁹ 中小企業庁ウェブサイト：<http://www.sba.gov/financing/sbaloan/snapshot.html>

⁷⁰ セカンダリー・マーケット(流通市場)：プライマリー・マーケット(発行市場)に対して、既に保証済みの有価証券を投資家間で売買される市場を指す。

<p>ローン用途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新規事業開設に係る費用、既存事業の拡張、他企業の買収に係る費用。具体的には土地・建物の買収、事業施設の建設や拡張・改築、機械や原材料・備品の購入、在庫品購入、運転資金の準備、既存の事業の買収など。 ▪ 既存の負債の返済、滞納している税金の納付などには使用できない。
<p>中小企業庁によるローン保証額（保証割合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 15万ドル超のローンの保証：総額の75%まで。 ▪ 15万ドル以下のローンの保証：総額の85%まで。 ▪ 借入れの最高額は200万ドルまで（2004年12月8日現在）。 ▪ 中小企業庁の保証額は最高150万ドル（あるいは75%）まで（2004年12月8日現在）。
<p>返済期間・期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ローン返済期間は、基本的に中小企業の返済能力、ローン用途により異なる。 ▪ 返済期間の上限は、ローン用途が不動産や器具などの場合は25年、運転資金の場合は通常7年（最長10年）。
<p>返済利率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 返済利率は、貸手・借手間による交渉で設定することが可能。固定利率あるいは変動利率のどちらでも可。 ▪ 返済利息は、中小企業庁が設定した、以下の最大利率（プライムレートとのペッグ制）を超えてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ローン額5万ドル以上の固定利率：プライムレート+2.25%以下（ローン期限が7年未満）、+2.75%以下（7年以上）。 ○ ローン額2万5,000ドル～5万ドル未満：プライムレート+3.25%（7年未満）、+3.75%以下（7年以上）。 ○ ローン額2万5,000ドル未満：プライムレート+4.25%以下（7年未満）、+4.75%以下（7年以上）
<p>保証手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業へ融資する金融機関が、中小企業庁に支払う手数料。金融機関は、中小企業への第1回目の融資が完了した後より、中小企業庁に支払った保証手数料を融資先の中小企業に請求することもできる。 ▪ 保証手数料一覧（2004年12月8日より適用） <ul style="list-style-type: none"> 15万ドル以下：2% 15万ドル超～70万ドル以下：3% 70万ドル超：3.5% 100万ドルを超える場合、超過額に対して0.25%
<p>サービス手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業へ融資する金融機関が、中小企業庁に支払う年間手数料。保証手数料とは異なり、融資先の中小企業に請求することはできない。 ▪ サービス手数料は、保証額の残高の0.5%（2004年10月1日より適用）

出所：中小企業庁ウェブサイトの7(a)ローン・プログラム情報⁷¹を基に作成

(2) 7(a)ローン保証特別プログラム

7(a)ローン保証プログラムは、金融機関より借り入れるローンを特別な用途で使用する場合に限定した7(a)ローン保証特別プログラム(Special 7(a) Loan Guaranty Programs)を設けている。これら特別プログラムにおけるローン保証の対象となる中小企業や融資保証額などは、一部の例外を除き7(a)ローン保証基本プログラムと同じである。以下に、個別の7(a)ローン保証特別プログラムを紹介する。

輸出資金支援プログラム(Export Working Capital Program : EWCP)⁷²

輸出資金支援プログラムは、輸出のための資金調達が一時的に困難な中小企業を対象にした、短期のローン保証プログラムである。金融機関から借り入れるローンは、一回の輸出取引が対象となる⁷³。同プログラムは、輸出入銀行(Export-Import Bank)と中小企業庁が共同で運営し、融資額も共同で保証する。

輸出資金支援プログラムは基本的に7(a)ローン保証基本プログラムと同様の規定で運営されるが、保証対象額、返済期間、担保設定規定を独自に設けている。

表 20 輸出資金支援プログラムにおける独自の規定

中小企業庁・輸出入銀行によるローン保証額	<ul style="list-style-type: none">ローン保証額は最大150万ドル、あるいは融資額の90%のいずれか少額な方。
返済期間・期限	<ul style="list-style-type: none">ローン用途となる取引の長さにあわせて設定、最大18ヵ月。返済方法がリボルビング方式、あるいはライン・オブ・クレジットの場合は最大12ヵ月。年間2回まで返済期間を更新し、最大3年間まで返済期限を延長することが可能。
担保	<ul style="list-style-type: none">輸出資金支援プログラムが保証する額と同額の担保を提供。担保は米国内になければならない。

出所：中小企業ウェブサイト、輸出資金プログラム情報⁷⁴を基に作成

⁷¹ <http://www.sba.gov/financing/sbaloan/7a.html>

⁷² 輸出資金支援プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/ewcp.html>

⁷³ リボルビング方式(返済額・最低支払額が借入残高に応じてスライド(変化)する返済方法)での返済の場合は、複数回の輸出取引にも借入れローンを使用することができる。出所：中小企業ウェブサイト：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/ewcp.html>

⁷⁴ <http://www.sba.gov/financing/loanprog/ewcp.html>

輸出エクスプレス・プログラム (Export Express) ⁷⁵

輸出エクスプレス・プログラムは、輸出事業の開始を目指すものの、輸出に必要な資金や製品、サービスが必要な中小企業を対象としたパイロット・プログラムで、2005年9月30日まで実施される。同プログラムの大きな特徴は、ローン保証による金銭的な支援に加え、輸出事業に必要な事業計画の策定に関する支援も提供する点である。

▪ ローン保証による金銭的支援

このプログラムで提供される資金は、具体的に以下のような輸出事業の参入に必要な準備への使用が前提となっている。

- 国際見本市への参加
- 海外市場進出のための製品パンフレット・カタログの翻訳
- 輸出のための資金調達 (ライン・オブ・クレジットなど)
- 海外のバイヤーとのサービス契約
- 海外からの注文への対応資金
- 生産施設、サービスの拡張
- 海外市場開発
- 海外輸出用の製品・サービスの生産拠点の買収・建設・改築・近代化・拡張、など

以下は、輸出エクスプレス・プログラムが7(a)ローン保証基本プログラムとは別に独自に設定するローン保証額、返済期限、返済利率である。

表 21 輸出エクスプレス・プログラムにおける独自の規定

中小企業庁によるローン保証額	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ローン額が15万ドル未満は85%、15万以上～25万ドルまでは75%を保証。 ▪ ローン最高額は25万ドル。
返済期間・期限	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 運転資金：5年～10年 ▪ 機械・設備投資：10年～15年 ▪ 不動産：最長25年
返済利率	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 返済利率は、貸手・借手間による交渉で設定することが可能。固定利率あるいは変動利率のどちらでも可。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ローン額5万ドル以下：プライレート+6.5%以下 ○ ローン額5万ドル超：プライムレート+4.5%以下

出所：中小企業ウェブサイト、輸出エクスプレス・プログラム情報⁷⁶を基に作成

⁷⁵ 輸出エクスプレス・プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/exportexpress.html>

⁷⁶ <http://www.sba.gov/financing/loanprog/exportexpress.html>

▪ **信用保証以外の事業支援サービス**

輸出エクスプレス・プログラムは、上述のような信用保証による支援と併せて、経営や事業計画の支援サービスも提供している。この支援サービスは、中小企業庁・輸出入銀行によるローン保証対象となった中小企業に対して、中小企業庁が運営する中小企業開発センター（Small Business Development Center：SBDC）と退職管理職サービス団（Service Corps of Retired Executives：SCORE）との連携で提供される（中小企業開発センターと退職管理職サービス団による支援内容は、本章 3.3「指導・研修プログラム」にて詳細を記載する）。

国際貿易ローン・プログラム（International Trade Loan）⁷⁷

既に輸出入事業を行っている中小企業のうち、海外からの輸入品によって事業が打撃を受けている企業を対象とした、金融機関からのローンを保証するプログラム。同プログラムへの申請には、輸入競合品によって事業が打撃を受けていること、借り入れたローンは輸出事業の拡大・開発や、施設の近代化により競争力を強化することに使用すること、及び輸出業からの売上による融資返済見通し計画を示す必要がある。借り入れた融資は、輸出向けの製品生産・サービスのための施設買収・建設・改築・近代化・拡張への使用のほか、既存の負債の返済に補填することもできる。運転資金としては使用できない。

以下は、国際ローン・プログラムが7(a)ローン保証基本プログラムとは別に独自に設定するローン保証額及び担保規定である。

表 22 国際ローン・プログラムにおける独自の規定

中小企業庁によるローン保証額	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 7(a)ローン保証基本プログラムと同様に最高 150 万ドル（あるいは 75%）まで（詳細は本報告書表 19 参照）。 ▪ 一方で、国際貿易ローン・プログラム対象の中小企業で、且つ 7(a)ローン保証基本プログラムあるいは輸出運転資金プログラムのローン保証を受けて運転資金（125 万ドル未満）を借り入れている場合に限り、175 万ドルまで引き上げることができる
担保設定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国際貿易ローン・プログラムで借り入れたローンの用途を先取特権の担保として設定する。 ▪ 場合によっては追加の担保として、第三者の保証やローンの対象外の資産の提供が求められる。 ▪ 担保は米国及び米国領土内に位置するものに限る。

出所：中小企業ウェブサイト、国際ローン・プログラム情報⁷⁸を基に作成

⁷⁷ 国際貿易ローン・プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/tradeloans.html>

⁷⁸ <http://www.sba.gov/financing/loanprog/tradeloans.html>

防衛ローン・技術支援プログラム (Defense Loan and Technical Assistance : DELTA)⁷⁹

防衛産業の中小企業を対象に、資金面からの支援を提供するプログラム。具体的には、国防総省のプロジェクトの元請業者（あるいは下請け、孫請け業者）の中小企業のうち、同省の施設閉鎖やプロジェクトの中止（あるいは下請け事業の大幅削減）により大きく打撃を受けた企業が対象となっており、これら防衛企業が民間市場へも参入できるよう資金面から支援することを目的としている。また、同様の影響を受けた地域の中小企業も対象となる。防衛ローン・技術支援プログラムの対象となった中小企業は、7(a)ローン保証基本プログラムと公認開発会社による 504 ローン・プログラム（同プログラムに関する詳細は本章 3.1 (3) 参照）のいずれか、あるいは両方を利用することができる。以下は、防衛ローン・技術支援プログラムの対象基準である。

- 過去 5 年間の営業年のうち、1 年間の売上高における国防総省あるいはエネルギー省の防衛関連下請け事業の売上が、25%以上を占める中小企業。
- 上記条件に併せ、ローンの借入れにより以下の条件のうち 1 つ以上を満たすことができる中小企業。
 - 国防関連プロジェクトの従業員を維持し続ける。
 - 防衛産業が打撃を受けた地域の新規雇用あるいは新たな経済効果を創出する。
 - 国防総省のプロジェクト向けの施設を近代化・拡大する。

コミュニティ調整・投資プログラム (Community Adjustment and Investment Program : CAIP)⁸⁰

北米通商貿易協定 (NAFTA) の締結によりカナダ・メキシコからの輸入品が増加したことで、産業が被害を受けた地域⁸¹にある中小企業を支援するプログラムである。ここでは、7(a)ローン保証基本プログラムと公認開発会社における保証手数料 (guaranty fees、詳細は表 19、表 24 参照) を、金融機関（あるいは金融機関が中小企業に請求した場合は中小企業）に代わって財務省が負担することで、中小企業の負担を軽減することを目的としている。コミュニティ調整・投資プログラムの対象基準は以下のとおり。

- 7(a)ローン保証基本プログラムの支援を受けている中小企業：中小企業庁が保証する金額 7 万ドル毎に 1 人を雇用していること。
- 公認開発会社プログラムの支援を受けている中小企業：中小企業庁が保証する金額 5 万ドル毎に 1 人を雇用していること。

⁷⁹ 防衛ローン・技術支援プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/military.html>

⁸⁰ コミュニティ調整・投資プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/caip.html>

⁸¹ 2005 年 3 月現在では、全米 29 州、230 以上の郡が対象地区となっている。出所：コミュニティ調整・投資プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/caip.html>

従業員信託金ローン・プログラム (Qualified Employee Trusts Loan Program) ⁸²

7 (a)ローン保証基本プログラムで借り入れたローンを、従業員持株制度 (Employee Stock Ownership Plans) に使用することができるプログラム。対象となる従業員持株制度は、内国歳入庁が管轄する「従業員持株制度 (ESOP=Employer Stock Ownership Plan)」、あるいは労働省が管轄する「従業員退職者所得保障法 (ERISA=Employee Retirement Income Security Act)」の規定に準拠し、中小企業がスポンサーするプランの一部であることが前提である。

なお、ローンの用途は、持ち株制度を拡大する目的での株式の取得や、企業の株式を50%以上購入する際の使用に制限されており、中小企業庁の保証限度額も100万ドルが上限 (通常の7 (a)ローン保証基本プログラムでは200万ドル) となっている。

汚染防止ローン・プログラム (Pollution Control Loan Program) ⁸³

汚染を防止する施設での用途に限定した7 (a)ローン保証基本プログラム。具体的には、汚染防止管理施設 (汚染の防止、削減、コントロール、リサイクルを行うもの) の計画、設計、建設での用途が認められている。

CAPライン・ローン・プログラム (CAPLines Loan Program) ⁸⁴

季節的・一時的に運転資金が必要な中小企業を対象としたローン保証プログラムで、一定の限度額内で融資と返済を繰り返すことができる。なお、融資の担保として企業の株式を20%以上所有する個人が保証人となる必要がある。返済期間は最長5年。CAPライン・ローン・プログラムでは、借入れたローンの用途別に、以下の5種類の仕組みが設定されている (表23)。

表23 CAPライン・ローン・プログラムの種類

季節要因 (Seasonal Line)	季節要因で在庫や売上が左右される事業が対象。 リボルビング方式の返済も可能。
契約 (Contract Line)	特定の契約に直接係った人件費及び原料コストが対象。 リボルビング方式の返済も可能。
建設業者 (Builders Line)	中小規模のゼネコンや建設業者における商業ビル・住居の新築・改築に係る人件費と原料コストが対象。 担保は対象のプロジェクト。 リボルビング方式の返済も可能。

⁸² 従業員信託金ローン・プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/trusts.html>

⁸³ 汚染防止ローン・プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/pollution.html>

⁸⁴ CAPライン・ローン・プログラム：<http://www.sba.gov/financing/loanprog/caplines.html>

資産ベース (Standard Asset- Based Line)	民間金融機関における長期融資の条件を満たせない中小企業の、資産に応じたライン・オブ・クレジット（限度枠付きの貸付）で、周期的な拡張事業や、短期の循環需要が対象。 短期債権を現金化できるサイクルに応じて返済する。 担保の確認など継続的なサービスを要することから、サービス手数料（servicing fee）が高くなる場合もある。
少額の資産ベース (Small Asset- Based Line)	20万ドルを上限としたライン・オブ・クレジット。 キャッシュフローで借入額の全額を返済する能力を継続的に示すことができれば、返済利率の一部が免除される

出所：中小企業庁ウェブサイト、CAP ライン・ローン・プログラム情報⁸⁵を基に作成

(3) 公認開発会社による 504 ローン・プログラム (Certified Development Company (504) Loan Program)⁸⁶

公認開発会社による 504 ローン・プログラムは、地域やコミュニティの経済発展を促進することを目的として設置されている非営利の公認開発会社 (Certified Development Company : CDC) を通じて中小企業に融資するプログラムで、中小企業による新規雇用創出・雇用の維持を主目的としている。中小企業庁が認定する非営利の公認開発会社は全米に約 270 社存在し⁸⁷、これらの会社が、中小企業庁と民間の金融機関と連携して中小企業への融資を支援する。以下は、同プログラムの概要である。

表 24 公認開発会社による 504 ローン・プログラム概要

ローン保証対象 中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業庁作成の企業規模基準に該当する中小企業で、米国内で操業する中小企業。 ▪ 上記条件に当てはまる中小企業のうち、有形自己資本が 700 万ドル未満、直近 2 年間の税引後純利益の平均が 250 万ドル未満の中小企業が対象。 ▪ 賃貸目的の不動産への投資はローンの対象外。
ローン用途	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 固定資産の開発プロジェクトでの利用に限定。具体的には土地・既存建物の買収、整地、道路補正、ユーティリティ工事、駐車場工事、建築物の新築・改修工事、建機の取得など。 ▪ 運転資金、負債の返済、リファイナンスには使用できない。

⁸⁵ 同上

⁸⁶ 公認開発会社による 504 ローン・プログラム：<http://www.sba.gov/financing/sbaloan/cdc504.html>

⁸⁷ 公認開発会社の地域別リスト：<http://www.sba.gov/gopher/Local-Information/Certified-Development-Companies/>

融資の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ローン用途の対象となるプロジェクトの費用のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大 50%：民間金融機関による融資 ○ 最大 40%：公認開発公社による融資（中小企業庁が 100%保証） ○ 10%以上：ローンを借受ける中小企業が負担
中小企業庁によるローン保証額（保証割合）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 以下条件を満たした中小企業へのローン保証：最大 150 万ドル。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業庁の保証額 5 万ドルごとに 1 人の雇用を創出。 ○ 製造業の場合は 10 万ドルごとに 1 人の雇用を創出。 ▪ 以下条件を満たした中小企業へのローン保証：最大 200 万ドル。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の事業を活性化 ○ 輸出を拡大 ○ マイノリティが所有する事業を開発 ○ 農村地域を開発 ○ 地域の生産性と競争力を強化 ○ 規制の影響によるリストラを実施 ○ 連邦予算削減の影響を受けた ○ 従軍により負傷した退役軍人が所有する中小企業が事業規模を拡大 ○ 女性が所有する中小企業が事業規模を拡大 ▪ 中小規模の製造業へのローン保証：最大 400 万ドル。
返済期間・期限	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 10 年あるいは 20 年間。
返済利率	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ローン用途対象資産の売却時における米国債（5 年債、10 年債）の利率とのベッグ制。
保証手数料	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業庁の保証額の約 3%。
担保設定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ローン用途対象資産を担保に設定。別途、事業主の個人資産も担保として提供することが求められる。

出所：中小企業庁ウェブサイト、公認開発公社情報⁸⁸を基に作成

（４） マイクロローン・プログラム（MicroLoan Program）⁸⁹

マイクロローン・プログラムは、中小企業庁が直接融資を行う点が特徴的である。同プログラムは、新規開業企業や成長中小企業を対象に中小企業庁が小口の融資を行うもので、融資は同庁が認定する非営利の融資機関が仲介する。融資を希望する中小企業は、地元の非営利融資機関⁹⁰に融資を直接申請する。同プログラムでの融資額は最大で 3 万 5,000 ドル、平均融資額は一社当たり 1 万 500 ドルと少額である。以下に、マイクロローン・プログラムの概要をまとめる。

⁸⁸ <http://www.sba.gov/financing/sbaloan/cdc504.html>

⁸⁹ 中小企業庁マイクロローン・プログラム：<http://www.sba.gov/financing/sbaloan/microloans.html>

⁹⁰ マイクロローン・プログラムを運営する非営利の融資機関一覧：
<http://www.sba.gov/financing/microparticipants.html>

表 25 マイクロローン・プログラム概要

ローン対象の 中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業庁作成の企業規模基準、及び 7 (a) ローン保証プログラムの対象となる中小企業。
ローン用途	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 家具、什器備品、装置、在庫品、素材、受取債権の立替、運転資金などに使用が可能。 ▪ 不動産投資には使用不可。
返済期間・期限	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 最長 6 年間。
返済利率	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 仲介する非営利融資機関により異なる。
担保設定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 仲介する非営利融資機関により異なるが、事業主の個人資産の場合が多い。

出所：中小企業庁ウェブサイト、マイクロローン・プログラム情報⁹¹を基に作成

なお、中小企業庁はマイクロローン・プログラムの運営コストがかかることを理由に、2005 年度の大統領予算案にてマイクロローン・プログラムへの予算をゼロにカットした。しかし、超党派からの猛反発にあい、結果的に同プログラムを継続したという経緯がある。同庁は、2005 年 2 月 7 日に発表された 2006 年度大統領予算案において、再度マイクロローン・プログラムの予算をゼロとし、同プログラムの廃止を再度試みている。このようなブッシュ政権の動きに対し、上下院ではマイクロローン・プログラムの継続を求める声が挙がっている（詳細は本報告書第 2 章参照）。

(5) 災害支援ローン・プログラム (Disaster Assistance Loans)

災害支援ローン・プログラムは、災害を受けた地域の個人と中小企業に対し、中小企業庁が融資を行う金融支援プログラムである。同プログラムは、被災内容などにより 4 種類のローンを提供している。

不動産・個人資産災害ローン (Home and Personal Property Disaster Loans)⁹²

不動産・個人資産災害ローンは、被災した住宅・不動産の所有者、賃貸者であれば、中小企業主でない個人であっても申請できるプログラムである。融資額は、その用途が不動産か個人資産かにより異なるが、それ以外の規定は不動産・個人資産ともに同じである。なお、ローンの対象は損害保険が適用されない部分のみである。以下に、不動産・個人資産災害ローンの概要をまとめる。

⁹¹ <http://www.sba.gov/financing/sbaloan/microloans.html>

⁹² 個人資産・不動産災害ローン：http://www.sba.gov/disaster_recov/loaninfo/property.html

表 26 不動産・個人資産災害ローン概要

<p>ローン用途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 不動産ローン：被災した住宅を被災前の状態に修復するための使用に限定され、最大 20 万ドルまで融資される。将来予想される同様の災害から住宅を保護するために、ローン額が最大 20%まで増加される場合がある。賃貸住宅に住む場合は適用されず、個人資産ローンのみの申請となる。 ▪ 個人資産ローン：被災した個人資産（衣服、家具、自動車など）を被災前の状況に修復するための使用に限定され⁹³、最大 4 万ドルまで借入れが可能。
<p>返済期間・期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 最長 30 年間。
<p>返済利率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 他の金融機関からの借入れ能力がある場合：最大 8% ▪ 他の金融機関からの借入れ能力がない場合：最大 4%
<p>担保設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1 万ドル以上を借り入れる場合は何らかの担保設定が必要。

出所：中小企業庁ウェブサイト、不動産・個人資産災害ローン情報ト⁹⁴を基に作成

事業者向け災害ローン（Physical Disaster Business Loans）⁹⁵

事業者向け災害ローンは、企業の規模を問わず、すべての企業を対象にしたローンである。同ローンの用途は、災害により物理的な被害を受けた不動産、機械、関連装置、什器備品、在庫などを、被災前の状態に修復する目的に限定されており、最高 150 万ドルまでの借入れが可能である。返済利率、期限、担保設定に関する規定は不動産・個人資産災害ローンと同じである。

中小企業向け経済的災害ローン（Economic Injury Disaster Loans For Small Business）⁹⁶

他の金融機関からの融資が得られなかった中小企業を対象⁹⁷にした災害ローンで、物理的な被災以外にも、事業を継続できないような経済的な打撃への借入れも対象としたプログラムである。融資限度額は 150 万ドル、返済期間は最長 30 年、利率は最大 4%で、可能な限りでの担保設定が求められる。

⁹³ 個人資産ローンは、高価な品や代替が不可能な品（物骨董品、収集品、レジャーボート、RV 車、毛皮など）には適用されない。出所：個人資産・不動産災害ローン：

http://www.sba.gov/disaster_recov/loaninfo/property.html

⁹⁴ http://www.sba.gov/disaster_recov/loaninfo/property.html

⁹⁵ 事業者向け災害ローン：http://www.sba.gov/disaster_recov/loaninfo/phydisaster.html

⁹⁶ 中小企業向け経済的災害ローン：http://www.sba.gov/disaster_recov/loaninfo/economicinjury.html

⁹⁷ 中小企業以外にも、小規模の農業組合も対象となる。出所：中小企業向け経済的災害ローン：http://www.sba.gov/disaster_recov/loaninfo/economicinjury.html

軍召集による被害を受けた中小企業向けローン（Military Reservist Economic Injury Disaster Loan Program）⁹⁸

軍召集による被害を受けた中小企業向けローンは、従業員が軍役に召集されたことにより事業に影響を受けた中小企業が対象のプログラムである。融資限度額は 150 万ドル、返済期間は最長 30 年、利率は最大 4%で、5,000 ドル以上の借入れには企業資産などの担保設定が求められる。

（6） 中小企業投資会社プログラム（Small Business Investment Company Program）⁹⁹

中小企業投資会社プログラムは、1958 年中小企業投資会社法（Small Business Investment Company Act）によって設立され、中小企業投資会社（Small Business Investment Company：SBIC、後述）が連邦政府からの融資を元手にして中小企業に投融資するプログラムである。すなわち、連邦政府がスポンサーの、中小企業のためのファンド・オブ・ファンズとなっている。同プログラムは、アーリーステージ（成長初期）の中小企業における資金ニーズと金融機関の融資基準とのギャップを埋める目的で設立されているが、ベンチャーキャピタル業務の他にも、マネジメントバイアウト（MBO）やメザニンステージ（株式公開前の段階）を対象としたファンドへの投資にも適用される。また、大きな特徴としては、同プログラムの運営費用は中小企業投資会社からの収入で賄われており、連邦政府からの補助金はゼロのプログラム（“Zero-subsidy” program）である点が挙げられる。以下に、中小企業投資会社の概要と、プログラムの仕組みを示す。

中小企業投資会社について

中小企業投資会社は、中小企業庁からプログラムに参加するための免許（license）を付与された法人で、企業形態や本社所在地は問わない。中小企業投資会社は通常、金融機関傘下の有限責任会社（LLC）で、特に少数の地元投資家による会社であるケースが多い。中小企業投資会社に認定されるための条件と、認定後の義務は以下のとおりである。

表 27 中小企業投資会社に認定されるための主な条件と義務

条件 投資経験	<ul style="list-style-type: none">▪ 上級管理職がプライベート・エクイティ・ファンドの経験が豊富であること▪ 過去に主な投資者としての経験があること（投資銀行やコンサルタント、ブローカーとしての投資は不可）▪ 十分な自己資金があること、など
--------------------	---

⁹⁸ 軍召集による被害を受けた中小企業向けローン：

http://www.sba.gov/disaster_recov/loaninfo/militaryreservist.html

⁹⁹ 中小企業投資会社（Small Business Investment Company：SBIC）：<http://www.sba.gov/INV>

<p style="text-align: center;">条件 自己資金による 中小企業への 投資額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 債券を発行して資金を調達する場合：自己資金で 500 万ドル以上を投資する ▪ 中小企業庁が保証する参加証券による資金調達の場合：自己資金で 1,000 万ドル以上を投資する <p>(*) 上記自己資金のうち 30% 以上はファンドマネジメント以外の資金である必要がある</p>
<p style="text-align: center;">義務 中小企業庁の 規制対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業庁の企業規模基準で定める中小企業のみ投資する <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての投資先：純資産 1,800 万ドル未満、直近 2 年間の平均純利益 600 万ドル未満の中小企業 ○ 投資先のうち 20%：純資産 600 万ドル未満、直近 2 年間の平均純利益 200 万ドル未満の零細企業 ▪ 投資先の経営権を最大 7 年間の取得が可能 ▪ 同プログラムの資金のうち 20% を一社に投資してはならない ▪ 投資先の社員に融資してはいけない ▪ プロジェクト・ファイナンスは不可 ▪ 貸付業への投資は不可、など
<p style="text-align: center;">義務 年次報告務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業庁に年次財務報告書を提出する
<p style="text-align: center;">義務 定期調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中小企業庁より 2 年に一度の規制コンプライアンス調査を受ける

出所：中小企業庁ウェブサイト、中小企業投資会社情報¹⁰⁰を基に作成

なお、中小企業投資会社は、中小企業に投資を行うことが義務付けられているが、同時に長期融資を行うことも認められている。融資は、他の金融機関や公社と共同で行うことができる。

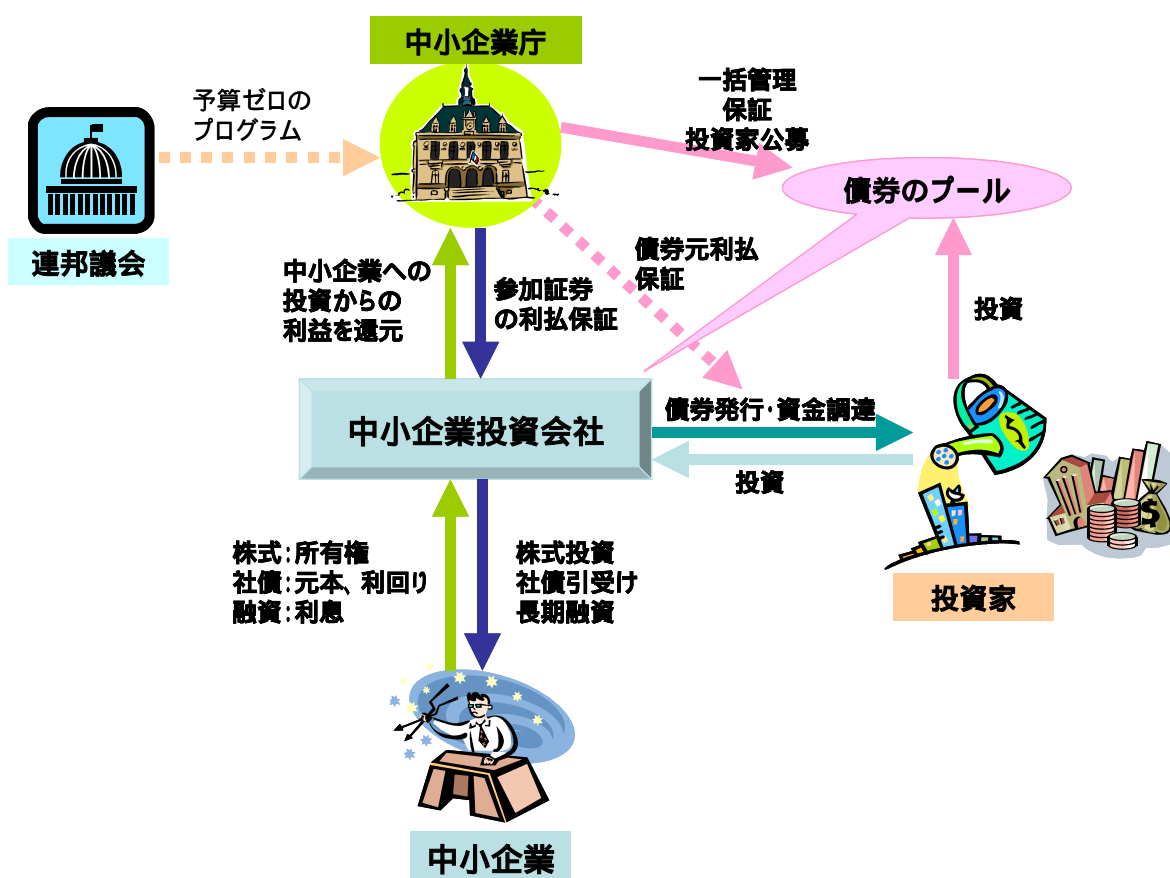
プログラムの仕組み

中小企業投資会社は、中小企業庁から認定されると、債券（10 年債）を発行して資金を調達し、自己資金と合わせて中小企業へ投資する。中小企業庁は、中小企業投資会社の発行する債券の元利払を保証する。

また、株式投資からの利益を還元する参加証券（participating securities）による債券（10 年債）を発行して資金を調達することも可能である。参加証券による債券は中小企業庁が利払いを保証する一方で、中小企業への投資からの利益の一部を中小企業庁に還元する仕組みになっている。このため、中小企業投資会社プログラムのプレイヤーには、中小企業庁、中小企業投資会社、中小企業のほか、一般の金融市場、投資家も含まれる。

¹⁰⁰ <http://www.sba.gov/INV>

図1 中小企業投資会社プログラムの仕組み



出所：中小企業庁、中小企業投資会社プログラム資料¹⁰¹を基に作成

【レバレッジ効果の活用】

中小企業投資会社の事業が順調で且つ資金調達を必要としている場合、中小企業庁が認定すれば同庁の保証で自己資金の3倍のレバレッジ（最大1億1,300万ドルまで）をかけることが可能である。具体的には、レバレッジ効果を希望する中小企業投資会社が発行した債券（10年債）を中小企業庁が他の会社の債券と共にプールして一括管理し、一般投資家を公募する仕組みになっている。

実績

2004年12月時点で、中小企業投資会社は全米に448社存在し、中小企業への投資額は累計で130億ドルに達している。また、2004年度の米国全体のベンチャーキャピタル投資179億ドルのうち、中小企業投資会社プログラムによる投資は11%にあたる22億ドルを占めている。以下は、中小企業投資会社プログラムの2004年度の実績である¹⁰²。

¹⁰¹ 2004年12月中小企業庁投資部門によるプレゼンテーション資料。

¹⁰² 同上。

- プログラムによる投融資総額：28 億ドル
- プログラムを利用した中小企業：2,409 社
- 起業 2 年以内の中小企業への投融資総額：7 億 8,900 万ドル（プログラムによる投融資総額の 28%）
- 女性所有、マイノリティ所有中小企業への投融資額：2 億 1,200 万ドル（前年度比 12% 増）
- 2004 年度中にプログラムを利用した中小企業における新規雇用数：7 万 8,800 人

また、アーリーステージで中小企業投資会社プログラムを利用して成功した大手企業には、インテル社（Intel：コンピュータ CPU 製造）、アップル・コンピュータ社（Apple Computer：コンピュータ製造）、フェデラル・エクスプレス社（Federal Express：運輸・宅配）、ステイプルス社（Staples：オフィス用品）、アウトバック・ステーキハウス（Outback Steakhouse：レストラン）などがある。

（7） 信用保証・金融支援実績

中小企業庁は、2006 年度大統領予算案にて、信用保証プログラムにおける保証額を、前年比で 7 億 3,800 万ドル増の 250 億ドル要求している。一方で、マイクロローンや災害支援ローンといった直接融資を行う金融支援プログラムへの予算は、前年比 31 億 7,400 万ドル減の 8 億ドルの要求にとどまっている（表 28）。

表 28 2006 年度大統領予算案にみる信用保証・金融支援プログラム予算要求額

（金額単位：千ドル）

信用保証プログラム（保証額）	2004 年度 実績	2005 年度 予測	2006 年度 要求額	2005 年度 /2006 年度 増減
7 (a)ローン保証	12,703,714	16,000,000	16,500,000	500,000
7 (a)ローン（STAR） ¹⁰³	8,868	9,000	0	9,000
7 (a)ローン （防衛ローン・技術支援プログラム）	0	0	0	0
公認開発公社（504 ローン）	3,966,133	5,000,000	5,500,000	500,000
新市場ベンチャー・キャピタル・ プログラム ¹⁰⁴	0	3,157	0	3,157
中小企業投資会社（参加証券）	4,000,000	0	0	0
中小企業投資会社（債券保証）	606,675	3,250,000	3,000,000	250,000
信用保証プログラム合計	21,285,390	24,262,157	25,000,000	737,843

¹⁰³ 7 (a)ローン・プログラムの STAR（Supplementary Terrorist Activity Relief）は、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロの被害を受けた中小企業に対して新たに融資する金融機関に対し、手数料を軽減する時限的プログラム。2003 年 1 月までに申請した金融機関が対象となる。

¹⁰⁴ 貧困地域の中小企業に限定して、公的セクターと民間セクターが共同で投資するプログラム：
<http://www.sba.gov/INV/venture.html>

金融支援プログラム（融資額）	2004年度 実績	2005年度 予測	2006年度 要求額	2005年度/2006 年度 増減
マイクロローン（融資）	22,858	15,256	0	15,256
災害支援ローン	667,690	3,969,432	810,350	3,159,082
金融支援プログラム合計	690,549	3,984,688	810,350	3,174,338

出所：中小企業庁 2006 年度大統領予算案¹⁰⁵を基に作成

中小企業庁は、信用保証・金融支援プログラムのうち、7(a)ローン保証プログラム、公認開発会社による 504 ローン・プログラム、及びマイクロローン・プログラムの、ローン保証件数とプログラム運営に係る費用を公表している（表 29）¹⁰⁶。これによると、各プログラム共にローン保証件数が増えていることがわかる。

表 29 7(a)ローン保証、公認開発会社、マイクロローン・プログラムの実績・予測

（金額単位：千ドル）

			2001年度 実績	2002年度 実績	2003年度 実績	2004年度 実績	2005年度 予測
7(a) ローン 保証	保証 件数	既存中小企業	30,562	38,239	51,718	60,502	65,305
		新規開業 中小企業	12,396	13,427	15,588	20,631	22,671
		合計	42,958	51,666	67,306	81,133	87,976
	プログラム全体の 費用		196,027	220,728	213,128	188,994	71,752
公認 開発 会社	保証 件数	既存中小企業	4,235	4,491	5,542	6,897	6,800
		新規開業 中小企業	978	989	1,321	1,460	1,200
		合計	5,213	5,480	6,863	8,357	8,000
	プログラム全体の 費用		22,584	23,552	38,002	34,139	30,202
マイ クロ ローン	融 資 件 数	既存中小企業	1,261	1,542	1,324	1,377	N/A
		新規開業 中小企業	1,034	1,040	1,118	1,022	N/A
		合計	2,295	2,582	2,442	2,399	N/A
	プログラム全体の 費用		2,740	3,969	9,857	8,910	8,200

出所：中小企業庁 2006 年度大統領予算案¹⁰⁷を基に作成

¹⁰⁵ <http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf> (P.19)

¹⁰⁶ これらプログラムは、中小企業庁の戦略計画（Strategic Plan）を具体的に実現するプログラムであることから、年次報告書にて実績が公表されている。中小企業庁の戦略計画・目標・評価の詳細については、本報告書第4章にて取り上げる。

¹⁰⁷ <http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf> (P.60、62、78、80)

3.2 技術開発プログラム

中小企業庁は、中小企業の技術開発を目標とした中小企業技術革新制度（Small Business Innovation Research：SBIR）を運営している。

（１） 中小企業技術革新制度（Small Business Innovation Research：SBIR）¹⁰⁸

中小企業技術革新制度は、「1982年中小企業技術革新開発法（Small Business Innovation Development Act of 1982）」によって設立されたプログラム。連邦省庁に割当てられた外部委託研究開発予算の一部を、主に起業したばかりの中小企業（従業員500人以下）に割当てるものである。同プログラムでは、中小企業の技術を商業化することを目標として掲げている。なお、このプログラムには、1970年代に製品開発力が日本等に比べ遅れを取り始めたことによる危機感から、商業化に結びつく応用研究開発の促進が課題となったことが設立の背景にある。

対象となる連邦省庁

中小企業技術革新制度の対象となるのは、1億ドル以上の外部研究開発費を有する連邦省庁である。現在は、国土安全保障省、農務省、商務省、国防総省、教育省、エネルギー省、厚生省、運輸省、環境保護庁、航空宇宙局（NASA）、全米科学財団の政府機関が対象となっている。

外部研究開発費は、補助金（Grant）とコントラクト（Contract）を指す。2005年度の支出義務割合は、対象省庁合計で2.5%であり、中小企業技術革新制度が発足した1982年以降、この支出義務目標値である2.5%はほとんどの省庁が達成している。なお、2.5%を達成できなかった省庁に対する罰則規定は設けられていない。

プログラムの流れ

中小企業技術革新制度は、3段階方式のプロセスで構成されている。

- フェーズ I：中小企業の技術の精査（フィージビリティ・スタディ）期間（最大6ヵ月、補助金は最大10万ドル）。
- フェーズ II：技術の更なる開発期間（最大2年間、補助金は最大75万ドル）。
- フェーズ III：技術を商業化。商業化に当たった費用は、民間セクター、あるいは中小企業技術革新制度以外の連邦政府の財源から充てる。

中小企業庁の役割

中小企業庁は、中小企業技術革新制度の予算を持っていない。同庁は、プログラムを連邦省庁間で統一的に運用するためのガイドラインである「プログラム方針指導書（Policy

¹⁰⁸ 中小企業技術革新制度：<http://www.sba.gov/sbir/>

Directive) 」¹⁰⁹を作成し、各省庁を指導する役割にある。同指導書では、対象となる連邦省庁による募集要項の内容やプログラムの成功状況の報告に関する内容、各省庁の報告義務の詳細、中小企業の参加資格などを定めている。「プログラム方針指導書」は、連邦議会の承認を経て8年ごとに見直すこととなっている¹¹⁰。

3.3 指導・研修プログラム

中小企業庁が実施している、中小企業を対象にした指導・研修プログラムは、州政府や地方自治体の運営する同様のプログラムや地元の大学機関などと共同で運営されている点が特徴的である。以下に、同庁の運営するプログラムを紹介する。

(1) 中小企業開発センター (Small Business Development Center : SBDC) ¹¹¹

中小企業開発センターは、中小企業や起業を目指す起業家を対象に、企業経営に必要なノウハウを、研修・コンサルティングの形式で提供する施設である。中小企業開発センターは現在、全米50州及びワシントンDC、グアム、プエルトリコ、サモア、バージン諸島に合計63箇所¹¹²設置され、その傘下に1,100箇所のサービスセンターが点在している。なお、同センターの運営資金のうち、中小企業庁の負担は最大50%であり、残りは州・地方政府、州政府運営の経済開発センター、州立・私立大学、その他教育機関などが賄っている。中小企業庁は、2006年度大統領予算案にて中小企業開発センターへの補助金(Grant)として、2005年度予測値の8,781万ドルとほぼ同額(15万9,000ドル増)の8,800万ドルを要求している¹¹³。

中小企業開発センターの提供する主な支援分野は、財務、マーケティング、生産管理、エンジニアリング、技術支援、国際貿易、連邦調達、ローカル地域の経済発展など多岐に亘る。これらのサービスは、法曹界、金融界、学术界や業界団体、商工会などから派遣される無償ボランティアの専門家によって提供される。

以下は、中小企業庁が公表している、中小企業開発センターで研修・コンサルティングを受けた人数とそれにかかった時間である。これによると、中小企業開発センターはコンサルティングよりも研修目的で利用されていることがわかる。また、コンサルティング受講者数が伸び悩む一方で、研修受講者数は増加しており、2004年度は45万人が利用した。2005年度には46万人の利用を目指している。

¹⁰⁹ 「プログラムの方針指導 (Policy Directive) 」全文 :

<http://www.sba.gov/sbir/sbirpolicydirective.html>

¹¹⁰ 最新の指導書は、2000年に制定された「中小企業技術革新制度改正法 (SBIR Reauthorization Act of 2000)」の内容をを反映させ、連邦議会にて同年に承認されたものである。中小企業庁が2002年に完成させ、2008年9月30日まで有効となっている。

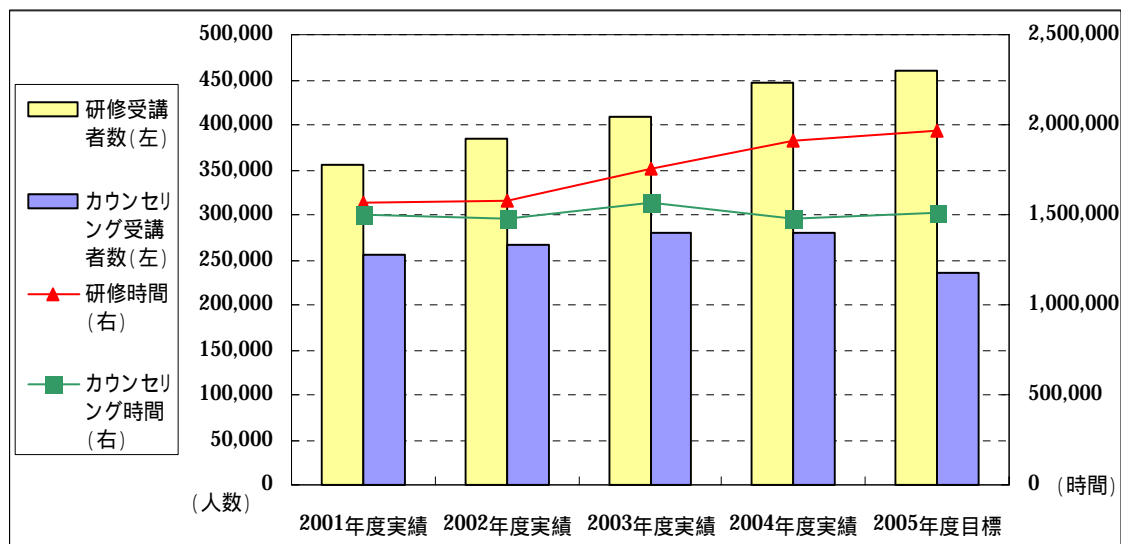
¹¹¹ 中小企業開発センター : <http://www.sba.gov/sbdc/>

¹¹² テキサス州には4箇所、カリフォルニア州には6箇所設置されている。

¹¹³ 中小企業庁2006年度大統領予算案 : <http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf> (P.18)

図2 中小企業開発センターの利用者数・時間の実績・目標

(*) 図は「既存中小企業 (existing small business)」と「新たに起業する中小企業 (small business start-ups)」の実績の合計。



		2001年度実績	2002年度実績	2003年度実績	2004年度実績	2005年度目標
研修受講者数	新たに起業	216,371	234,100	249,035	271,995	280,155
	既存中小企業	138,335	149,670	159,219	173,899	179,116
	合計	354,706	383,770	408,254	445,894	459,271
カウンセリング受講者数	新たに起業	155,517	163,197	170,361	170,742	144,209
	既存中小企業	99,429	104,339	108,920	109,163	92,199
	合計	254,946	267,536	279,281	279,905	236,408
研修時間	新たに起業	957,572	965,826	1,074,170	1,166,595	1,201,593
	既存中小企業	612,179	617,496	686,765	745,855	768,232
	合計	1,569,751	1,583,322	1,760,935	1,912,450	1,969,825
カウンセリング時間	新たに起業	912,498	902,289	955,408	898,174	925,119
	既存中小企業	583,401	576,873	610,835	574,243	591,470
	合計	1,495,899	1,479,162	1,566,243	1,472,417	1,516,589

出所：中小企業庁 2006 年度大統領予算案¹¹⁴を基に作成

(2) 退職管理職サービス団 (Service Corps of Retired Executives : SCORE) ¹¹⁵

退職管理職サービス団は、中小企業や起業家に対して無料の事業相談やアドバイスを提供する非営利団体である。中小企業庁も運営資金の一部を提供しており、2006 年度大統領予算案では 2005 年度予測額の 493 万ドルとほぼ同額 (6 万 7,000 ドル増) の 500 万ドルを運営資金として要求している¹¹⁶。退職管理職サービス団でアドバイスを提供するのは、

¹¹⁴ <http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf> (P.66、83)

¹¹⁵ 退職管理職サービス団：<http://www.score.org/>

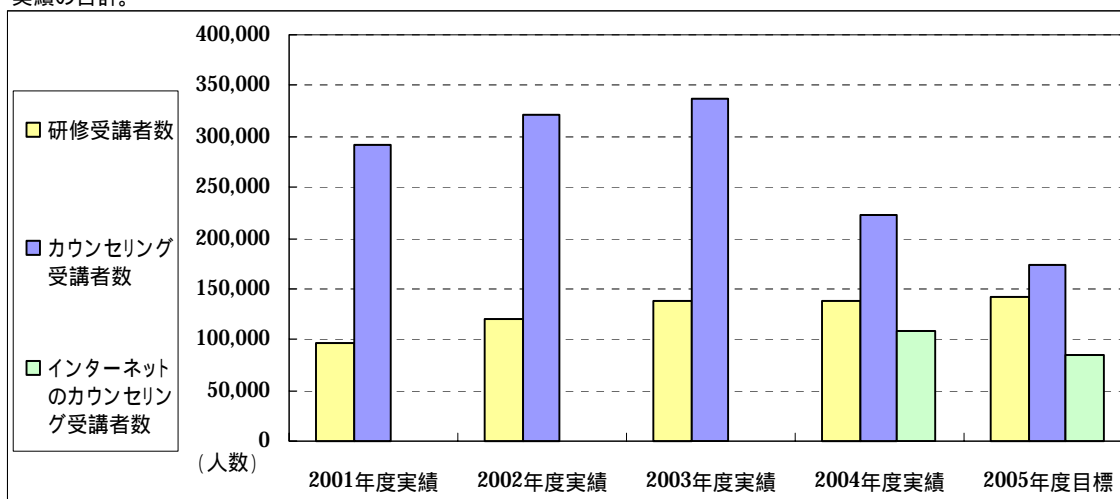
¹¹⁶ 中小企業庁 2006 年度大統領予算案：<http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf> (P.18)

すでに退職した起業経験者や企業の管理職、経営者などで、無償ボランティアとしてサービスに従事している。退職管理職サービス団は現在、全米の 389 の支部、800 の出張所のネットワークで、約 1 万 500 人のボランティア相談員がアドバイスを提供している。また、インターネット¹¹⁷での相談も受け付けている。

以下は、中小企業庁が公表している、2001 年度から 2004 年度の退職管理職サービス団で研修・カウンセリングを受講した利用者数の実績と、2005 年度の利用者数の目標値である。退職管理職サービス団では、研修受講者よりもカウンセリングの受講者が多かったが、オンライン・サービスの導入に伴い、対面でのカウンセリング受講者が減少している。また、既存の中小企業よりも新たに起業を目指す起業家に多く利用されている。

図 3 退職管理職サービス団の受講者数実績・目標

(*)図は「既存中小企業 (existing small business)」と「新たに起業する中小企業 (small business start-ups)」の実績の合計。



		2001 年度 実績	2002 年度 実績	2003 年度 実績	2004 年度 実績	2005 年度 目標
研修受講者数	新たに起業	80,554	99,541	114,811	113,671	117,081
	既存中小企業	16,499	20,388	23,516	23,282	23,981
	合計	97,053	119,929	138,327	136,953	141,062
カウンセリング受講者数	新たに起業	241,435	265,902	278,866	184,489	144,418
	既存中小企業	49,450	54,462	57,117	37,787	29,580
	合計	290,885	320,364	335,983	222,276	173,998
インターネットカウンセリング受講者数	新たに起業	47,192	68,634	83,157	90,406	70,770
	既存中小企業	N/A	N/A	N/A	18,517	14,495
	合計	N/A	N/A	N/A	108,923	85,265

出所：中小企業庁 2006 年度大統領予算案¹¹⁸を基に作成

¹¹⁷ 退職管理職サービス団の相談受付ウェブページ：

<http://emc.score.org/index.cgi?partner=ASKSCORE&action=first>

¹¹⁸ <http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf> (P.66、 83)

(3) 米国輸出支援センター (U.S. Export Assistance Centers : USEAC)¹¹⁹

米国輸出支援センターは、中小企業庁の国際貿易室 (Office International Trade) が運営するプログラムで、中小企業の輸出を支援するサービスを提供している。同センターは現在、全米 16 州¹²⁰の 19 都市に設置されており、商務省や輸出入銀行、公的・民間セクターなどが輸出におけるアドバイスを提供している。主な運営は、中小企業庁の地方事務所 (district offices) と地元の公的・民間セクターによる共同運営となっている。2006 年度大統領予算案における米国輸出支援センターの予算要求額はゼロであった。なお、同プログラムの予算は、2004 年度は 164 万ドル、2005 年度は 146 万ドルであった¹²¹。

(4) 中小企業研修ネットワーク (Small Business Training Network : SBTN)¹²²

中小企業研修ネットワークは、起業や中小企業経営に至るまでの教育コースをオンラインで提供するインターネットベースの研修センター。中小企業庁の起業家開発室 (Office of Entrepreneurial Development) が中心となって運営している。オンライン研修コースはすべて無料で提供され、起業や企業経営に必要な手順のほか、女性向け、学生向けのコースも提供されている。研修内容の多くは、同プログラムの共同スポンサーである大学機関や企業が開発したものである。その他に、全米で開催される各種ワークショップの紹介、関連出版物の紹介、オンラインコースを提供する大学などの情報がリストされている。

以下は、中小企業研修ネットワークの 2001 年度から 2004 年度における利用者の実績と 2005 年度の目標数値である。これによると、2003 年度に利用者が 3 倍以上に急激に増えており、2004 年度も前年比 38% 増の 95 万人の利用者を記録している。また利用者層をみると、新たに起業する起業家の利用が、既存の中小企業の 2 倍以上に達していることがわかる。

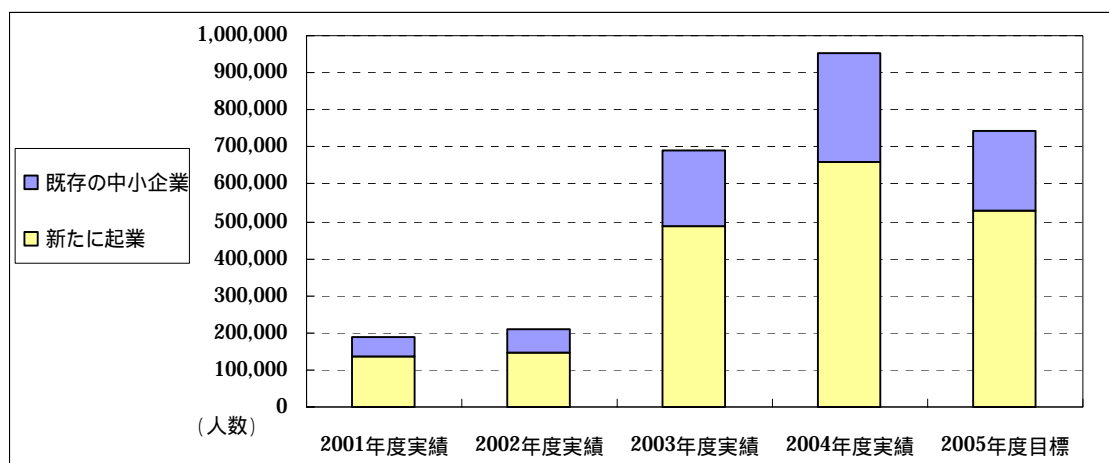
図 4 中小企業研修ネットワークの利用者実績・目標

¹¹⁹ 中小企業庁米国輸出支援センター :

¹²⁰ カリフォルニア州、コロラド州、フロリダ州、ジョージア州、イリノイ州、マサチューセッツ州、メリーランド州、ミシガン州、ミネソタ州、ミズーリ州、ノースカロライナ州、オハイオ州、オレゴン州、ペンシルバニア州、テキサス州、ワシントン州、計 16 州

¹²¹ 中小企業庁 2006 年度大統領予算案 : <http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf> (P.18)

¹²² 中小企業庁中小企業研修ネットワーク : <http://www.sba.gov/training>



	2001 年度実績	2002 年度実績	2003 年度実績	2004 年度実績	2005 年度目標
既存の中小企業	55,390	60,320	199,701	289,888	215,976
新たに起業	135,610	147,680	488,922	660,965	528,777
合計	191,000	208,000	688,623	950,853	744,753

出所：中小企業庁 2006 年度大統領予算案¹²³を基に作成

3.4 調達支援プログラム

連邦政府省庁における民間企業からの調達額は、年間数十億ドル規模の巨大市場である。連邦政府省庁は、調達案件が 10 万ドル以上の場合、元請業者に中小企業やマイノリティ及び女性所有中小企業を可能な限り指名することが求められている。また、調達案件が 50 万ドル以上（建設事業の場合は 100 万ドル以上）の場合、受注した元請業者は発注省庁に対して、下請け業者に中小企業を指名する割合や具体的な委託料などの計画書を提出する義務がある。このような施策の他に、中小企業庁では連邦政府調達案件に中小企業が参加できるための支援プログラムを複数実施している¹²⁴。

(1) 省庁横断型の調達目標値プログラム (Government-wide Procurement Preference Goaling Program)¹²⁵

中小企業庁は中小企業法に基づき¹²⁶、連邦省庁に対し、調達プロジェクト（調達額）の一部を中小企業へ割当てするための支援プログラムとして、省庁横断型の調達目標値プログラム (Government-wide Procurement Preference Goaling Program) を設けている。現在、中小企業庁が定めている中小企業の調達額割合の目標値は、以下のとおりである。

¹²³ <http://www.sba.gov/02-07-05FY06SBABudget.pdf> (P.67, 84)

¹²⁴ 中小企業庁ウェブサイト、調達支援プログラム一覧：<http://www.sba.gov/GC/indexprograms.html>

¹²⁵ 省庁横断型の調達目標値プログラム：<http://www.sba.gov/GC/goals/>

¹²⁶ 中小企業法 15 条(g)(1)。

表 30 連邦政府調達枠における中小企業調達額割合の目標値

中小企業分類	目標値
中小企業	元請業者の調達額割合が連邦省庁全体の 23%
障害者所有の中小企業	元請業者/下請業者の調達額割合が連邦省庁全体の 5%
女性所有の中小企業	元請業者/下請業者の調達額割合が連邦省庁全体の 5%
HUB ゾーン ¹²⁷ 中小企業	1999 年度：元受業者の調達額割合が連邦省庁全体の 1% 2000 年度： " 1.5%以上 2001 年度： " 2.5% 2002 年度： " 2.5% 2003 年度以降： " 3%
兵役で負傷した退役軍人所有の中小企業	元請業者/下請業者の調達額割合が連邦省庁全体の 3%

出所：中小企業庁連邦調達目標¹²⁸

ここでいう中小企業調達割合目標値は、あくまでも「目標値」である。そのため、中小企業庁は毎年、各連邦政府省庁と目標値の達成度合いなどを話し合い、個別に目標値を設定する。連邦省庁ごとに設定する目標値は、中小企業庁が設定している数値（表 30）（中小企業の調達額は全体の 23%）を下回ってはいけない。中小企業の実際の調達案件受注実績をみると、これら目標値が必ずしも達成されているとは限らないことがわかる。表 31 の実績をみると、例えば 2003 年度元請業者全体と障害者所有中小企業の調達額の割合はそれぞれ 23.6%と 7%で、目標値（23.0%、5%）を超えている。一方、女性所有の中小企業、HUB ゾーン中小企業、兵役で負傷した退役軍人が所有する中小企業は、1998 年度から 2003 年度まで一度も目標値に達成していない。

表 31 連邦政府調達における中小企業（元請業者）受注割合（1998 年度～2003 年度実績）

(*）最新の実績数値は 2003 年度まで

（金額単位：億ドル）

中小企業 の元請受 注全体	1998 年度		1999 年度		2000 年度		2001 年度		2002 年度		2003 年度	
	調達 額	調達 割合	調達 額	調達 割合	調達 額	調達 割合	調達 額	調達 割合	調達 額	調達 割合	調達 額	調達 割合
全体	424.9	23.4%	430.0	23.1%	447.2	22.3%	500.1	22.8%	532.5	22.3%	655.1	23.6%
障害者 所有	52.8	2.9%	61.6	3.3%	72.5	3.6%	156.3	7.1%	159.0	6.8%	194.6	7.0%
女性所 有	40.1	2.2%	45.9	2.5%	45.7	2.3%	54.7	2.5%	68.2	2.9%	82.8	3.0%
HUB ゾーン	N/A	N/A	N/A	N/A	6.6	0.3%	15.8	0.7%	16.8	0.7%	34.2	1.2%
退役軍 人所有	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	5.6	0.3%	13.1	0.6%	5.5	0.2%

¹²⁷ HUB ゾーン： HUBZone = Historically Underutilized Business Zone、歴史的に事業が根付かなかった未開の地。1997 年中小企業改正法にて導入された概念で、地域の平均所帯別収入額が州内平均の 80%未満、失業率が州内平均失業率の 1.4 倍、アメリカ先住民居住地区、のうち 1 つの条件を満たした地域を指す。

¹²⁸ www.sba.gov/GC/goals/

出所：中小企業庁データ¹²⁹を基に作成

(2) その他調達支援プログラム

自然資源調達支援プログラム (Natural Resources Sales Assistance Program)

自然資源や不動産、連邦政府が没収した個人資産などを連邦政府が売却する際に、中小企業が有利に落札できる機会を確保するプログラム。対象となる案件は、国有の森林から伐採した木材の売却、油田の権益のリース、不要となった不動産の売却などがある。

女性所有中小企業の調達支援プログラム (Contract Assistance for Women Business Owners (CAWBO))

女性が所有する中小企業による連邦政府調達案件への参加の機会を増やし、且つ女性が所有する中小企業が受注できるように支援するプログラム。同プログラムは、中小企業庁の連邦調達局 (Office of Government Contracting) 内の女性所有企業連邦調達支援室 (Office of Federal Contract Assistance for Women Business Owners : CAWBO) が運営している。

女性所有企業連邦調達支援室は、女性所有中小企業の連邦調達割合目標値 (5%、表 31 参照) が達成されなかったばかりか、その半分の 2.5% をも超えることもなかったことが問題視されたため、2000 年 10 月 1 日に設立されたという経緯がある。

特に、同支援室が設立された 2000 年度の連邦調達額は 8% も増加したにも関わらず、同年の女性所有中小企業の調達割合は前年度と同額にとどまったため、受注割合は 2.3% に落ちこんだ。なお、2003 年度の女性所有中小企業の政府調達受注額は、元請業者の受注割合が全体の 3.0% (83 億ドル)、下請業者の受注割合が全体の 4.2% (65 億ドル) だった¹³⁰。

受注能力の証明プログラム (Certificate of Competency Program)

最も低い価格で入札したにもかかわらず、省庁の発注担当職員がその中小企業には受注能力がないと判断を下した場合に、当該中小企業がその判断に対して抗議することを支援するプログラム。中小企業が同社の能力の証明を中小企業庁に申請し、同庁が当該政府調達の受注能力があるかどうかを審査する。連邦政府調達の受注能力があると判断された場合、同庁は能力証明書 (Certificate of Competency) を連邦省庁の発注担当職員に発行し、当該政府調達契約を発注するよう義務付ける。

¹²⁹ <http://www.sba.gov/GC/goals/>

¹³⁰ 中小企業庁調達目標ウェブサイト、2003 年度実績。元請業者：
http://www.sba.gov/GC/goals/fund2003_prime.pdf、下請業者：
<http://www.sba.gov/GC/goals/sumsubc03.pdf>

企業規模基準判断プログラム (Small Business Size Determination Program)

調達案件へ参加する中小企業が、中小企業庁の定める企業規模基準の「中小企業」の枠に収まるか否かを中小企業庁が判断するプログラム。連邦省庁が発注先の中小企業の企業規模を判断したい場合や中小企業が自らの規模を証明する場合に中小企業庁に判断を依頼することができる。中小企業庁は通常、企業規模の判断を 10 日以内で行う。

ベンダー発掘プログラム (Vender Identification Program : VIP))

防衛関連の中小企業に対し、連邦政府の防衛関連調達契約を受注した大手防衛企業の下請け業者として入札する機会を支援するプログラム。このプログラムは、防衛関連の中小企業に対して、中小企業庁が過去の防衛関連調達案件の受注企業が製造する防衛システムを特定することで、中小企業が下請けとして入札、あるいはスペア部品の製造などで、調達案件に関与できる機会を提供するサービスである。

兵役で負傷した退役軍人所有の中小企業支援プログラム (Service-Disabled Veteran-Owned Small Business Concern Program)

従軍中に負傷した退役軍人が所有する中小企業に対して、連邦政府調達案件を優先的に受注させる支援プログラム。中小企業庁は主に、退役軍人の所有する中小企業が同プログラムを適用できるか否かを判断するため、所属軍隊や負傷の具合、中小企業の所有権の割合といったガイドラインを作成している。

バンドリング案件の通報サービス (Bundling Report)

連邦各省庁の調達案件のバンドリング化¹³¹を見つけた場合、中小企業庁のウェブページからそのバンドリング行為を通報できるプログラム。

中小企業枠の保証 (Non Set-Aside Report)

2,500 ドル以上 10 万ドル未満の調達案件は、自動的に中小企業へと割当てられる (Set-Aside) ことが保証されている。また、10 万ドル以上の調達案件についても、最低 2 社の中小企業からの入札が可能と予想できる場合に、中小企業枠を保証する。連邦各省庁の政府調達室がこの中小企業向けの調達保証規定を実行しなかった場合、中小企業庁のウェブページから同庁に通報できる。

¹³¹ 調達案件のバンドリング化：中小企業が参加できる規模の小さな調達案件を複数束ね、一つの大きな案件として入札する仕組み。調達案件が大きくなることで中小企業の調達競争への参入機会が妨害され、大企業のみが入札できるようになることから中小企業にとって不利になる。